

議会運営委員会

平成29年2月21日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
平川 理恵
中西 議長

○伴 吉晴
嶋田 善行

小村 尚己
奥村 容子

2. 欠席委員

井上 卓也

3. 理事者出席者

総務部長 植村 俊彦

4. 会議の書記

議会事務局長 黒崎 益範 同 係 長 大塚 美季

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小村委員、平川委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、井上委員から欠席の通告を受けています。

なお、本日、議長と副委員長から、公務のため9時30分で退席される予定であるとお聞きしています。

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、小村委員、平川委員のお2人を指名いたします。

お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、1. 協議事項の（1）平成29年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、12月14日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、3月1日から3月24日までの24日間の会期で決定したいと思います。

なお、一般質問の2日目の3月7日午前11時半より、学校法人斑鳩学苑の小規模保育園ほうりゅうじの竣工・開所式が予定されていまして、町長がこれに出席をされるため、11時ごろに退出したいとお申し出を受けています。この点についても委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、会期日程については、お手元の日程案のとおり3月1日から3月24日までの24日間の会期日程に決定することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

そうしましたら、この、町長が出席をされるときについて、一般質問、何人の方がされるかわかりませんが、またそのときに調整をさせて

いただくということで確認しておいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。

平成29年第1回斑鳩町議会定例会は、3月1日から3月24日までの会期24日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表をあわせてごらんください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたしまして、次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程6. 報告第1号 監査結果報告について、佐伯代表監査委員にご出席いただきまして、定期監査の結果報告をしていただくこととしたいと思います。なお、佐伯代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたします。次に、町長から平成29年度の施政方針の説明を受けることといたします。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程8. 議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例については、厚生常任委員会に付託。日程9. 議案第2号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程10. 議案第3号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程11. 議案第4号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程12. 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、この地域福祉計画推進協議会の委員の費用になりますので、厚生常任委員会に付託。日程13.

議案第6号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程14. 議案第7号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程15. 議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)については、総務常任委員会に付託。日程16. 議案第9号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)については、厚生常任委員会に付託。日程17. 議案第10号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、建設水道常任委員会に付託。日程18. 議案第11号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、厚生常任委員会に付託。

日程19. 議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算についてから日程24. 議案第17号 平成29年度斑鳩町水道事業会計予算についてまでの6議案は、一般会計と各特別会計及び水道事業会計の当初予算でございますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、日程19. 議案第12号から日程24. 議案第17号までの6議案につきましては、予算審査特別委員会を設置し、付託いたします。なお、この予算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところでございますが、本会議初日に本案を議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき委員7名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき議長から特別委員を指名していただくことといたします。

次に、日程25. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)から日程27. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その3)の3議案は、人事

案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程28. 認定第1号 町道認定については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程29. 同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてから日程36. 同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）の8議案は、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。次に、日程37. 報告第2号 平成29年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告については、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。

ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

それではここで、議長から、何かございませんでしょうか。

中西議長。

中西議長

今回、全国小学校ドッジボール大会というのがありまして、斑鳩町のほうもこのドッジボール大会へ出場されるということでございます。ちょっと話を聞かせていただきますと、教育委員会のほうからとか、部長会また課長会のほうからご祝儀という形で出しているというような話は聞いておりますので、今までも、議会といたしましても、レスリング大会等、議会のほうからも出しておりますので、今回もそういう形で考えてはどうかというふうに思いますねんけど、ちょっと諮っていただいて。

委員長 ただいま議長のほうから、この議運のほうで諮っていただきたいということで、ドッジボールチームが全国大会に出場されるということで、町から補助金等が支出されますけども、議会のほうからも何か、お祝い金とか、賛助とかいう形で費用の足しにという形できないかということのご提案なんですけども。

一応、私のほうでも少し調べさせていただきますと、議会の議長交際費という形ですね、そういうふうに賛助金というふうに支出されることについては、全国の町村議会議長会のほうで調べてもらったら、法に抵触するようなことはないですと。さらにですね、奈良市なんかの議長さんの交際費の支出根拠みたいなものを、ホームページで公開をされてはるんですけども、その中に賛助という項目がありまして、よそではそういう形で実施をされているということについては、一応確認をさせていただきます。

委員皆さんのほうでご意見があったらと思いますけども、いかがでしょうか。 小村委員。

小村委員 これ、議会からってということですよ。

委員長 議会から。

小村委員 僕たち個人的にも応援してあげたいんですけど、個人的にはね、寄附行為が禁止されている身分でございますので、そういう形で議会のほうで一括して、応援するという意味合いで賛助金を出してもらうことには賛成です。

委員長 平川委員。

平川委員 斑鳩町、ドッジボール力入れていますので、それでいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 今、委員長説明していただきましたように、法に抵触することはないという裏づけがちゃんとあるのであれば、とてもいいと思います。

委員長 嶋田委員、いかがですか。

嶋田委員 先ほど、奈良市の議長の交際費のことをおっしゃいましたが、斑鳩町はどうなっているんですか。

委員長 現在、斑鳩町は、議長の交際費の支出根拠ってというのは設けていないですね。

嶋田委員 そうしたら、今回新たにそういう項目を入れるのかどうか、そこら辺も考えなあかんことではないかと思います。

また、議長交際費から出すということなんですか。それとも、私たちが毎月積み立てている、その中から出すということなんですか。そこら辺は。

委員長 議長交際費のほうから支出をとということで、提案ですね。互助会費からっていうふうになると、やっぱり寄附行為に当たる、それは抵触するのではないかなという懸念がありますので。よそでされているのも、交際費から出してはるっていう形ですね。

今、嶋田委員がおっしゃっていただいたみたいに、今回、基準をつくるのかという点についても検討をしたいと思うんですけども。ただ、ちょっと一定の議論が必要だというふうに思うんです。ドッジボール大会が、3月でしたっけ、にありますので、だからそこまでちょっと、そういう根拠づけをしてっていうところまでしていると間に合わないの
で、今回については、一応そのドッジボール大会に議長交際費のほうから捻出をするということだけ確認して、その根拠については、今後、ちょっと時間かけてつくっていければなというふうに、私のほうで思っているんですけども。 嶋田委員。

嶋田委員 今、委員長おっしゃったようなことであれば、それはそれで結構だと思います。

委員長 そうしますと、金額等についても、どうしようかという問題あるんですけども。町のほうで、全国大会、県大会等に出場されるチーム、クラブ等について、それは町の補助金っていう形で規定がありまして、どれぐらいの頻度で全国大会に行ってはるのかなというのを調べましたら、多いときで10回以上行ってはったりするんです。金額的にも、そうなると、交際費圧迫するっていうことにもなるとあれですので、1万円ぐらいが妥当なのかなというふうに思いますけども。

嶋田委員 過去にもそういうふうなことはあったと思うんですけど、そのときの金額なんか、わかれば。

委員長 議会事務局長、わかりますか、今。 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 交際費の関係でございますが、平成20年7月にレスリングチームのほうへ1万円出しております。そして、平成19年8月に中学校の男子バレー、全体でしたので、そのときに3万円というふうな記録が残っております。以上です。

嶋田委員 過去にそういう例が、金額あれば、それに近い数値でやっていけばいいのではないかなと思います。

委員長 整理については、今後させていただくということなんですけども、だから、例えばあっち3万円のこっち1万円やったりしたらまたぐあい悪いかなっていうのもありますし、基本的にもう全国大会に行かはるところっていうぐらいに絞っておかないと、またいっぱい出さなあかんようになりますしっていう問題もありますので、そこもちょっと統一性持って、今後、進めていけるようにしたいなというふうに思っていますけど

も、今回については、1万円、議長交際費のほうで出していただくということで、一応議会運営委員会として了承いただけるということでのよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、これについては、議会運営委員会で確認して、全員協議会で報告して、全議員の皆さんの了解をいただいた後に議長のほうで執行していただくということで、よろしく願いいたします。

そうしましたら、この件については終わります。

次に、総務部長のほうから、何か報告していただくことはありますか。
植村総務部長。

総務部長 私のほうから3点、ご報告あるいはお願いがございます。貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

まず、1点目でございます。お手元のほうに、A4の横長の資料で、斑鳩町役場庁舎空調設備（電気系）更新工事というものをご用意させていただいております。まことにこの時期になりまして申しわけございません。空調設備の更新工事を行うことといたしております。

この中で、議会関係では、この3階の事務室、委員会室、第一会議室、それから議員控室等が関係がございます。また、本会議場につきましても、更新工事を行います。

下の段でございます。議場と書いております、本会議場につきましても、予定を3月24日の定例会最終日の終了後の午後から工事を行わせていただきたいと思いますと思っております。この3階事務室、委員会室、議員控室等につきましても、本日の午後から3月の5日日曜日まで工事を行いたいと考えております。この間、3月1日にはこの場で全員協議会、あるいは広報常任委員会等がございまして、直接的な影響を受けるという格好になります。また、その他、事務所、控室などにつきましても、この間、空調が止まるということでご不便をおかけすることになります。私どもといたしまして、この間、ストーブ等によります対応に努めてま

いりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。まず1点目は、以上でございます。

委員長 ただいま総務部長のほうから報告いただきましたことについて、何か質疑、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員 事務局のほうはそれでええんですか。僕らはあまり影響ないように思うんですけど。

委員長 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 ストーブのほうで対応願えるということで聞いておりますので、いけると思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この件については、報告を受けたということで了承したということで終わっておきます。 植村総務部長。

総務部長 申しわけございません、2点目でございます。斑鳩町議会事務局処務規程についてでございます。

お手元のほうに、現在の規程を配布させていただいていると思います。現在の議会事務局の職員の職につきましては、その処務規程の第2条第1項によりまして、まず、事務局長、2つ目として係長、3つ目として書記というのを規定をいただいているところでございます。議会事務局に出向させる職員の人選につきまして、これに課長補佐級の配置が可能となりますならば、その人選が一層幅広く行うことができるものと考えているところでございます。

ただ、仮に課長補佐級を設置するとなれば、この処務規程の改正を必要といたしますことから、議会におきまして、その是非も含めてましてご検討いただきますようお願い申しあげるものでございます。以上でございます。

委員長 ただいま総務部長のほうから報告があったことについて、何か質疑、ご意見等ございませんか。 平川委員。

平川委員 それは、この、今おられるこの3名に加えてという意味なのか、この事務局長を課長補佐級も充てることができるというふうにするっていうことか、どちらのことなんでしょうか。

総務部長 今、例えば課長補佐級の者を議会の事務にふさわしいと思っても、この規程では充てることができないということで、その人選の選択の幅を広げるということが私どもの考えでございます。議会事務局の人数について、今、ここで考えさせていただいているということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 体制は3名のままでということですね。
ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これは、平成6年4月1日から施行ということで、結局、何を言いたいわけ。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時21分 再開)

委員長 それでは再開いたします。
ほかに、質疑、ご意見等ございませんか。

特にございませんかね。

(な し)

委員長 そうしましたら、一応、町のほうから提案がありました課長補佐級も置くことができるようにするというその方向性については、特に皆さん、ご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 こういう場合なつたときにね、私もちょっと考えておつたんですけど、人件費の面とか、そういう面では影響っていうのは、これ、事務局として、議会として出てくるような形にはなるんでしょうかね。

委員長 植村総務部長。

総務部長 一般的には、係長よりも課長補佐級のほうが給料が高くなりますので、当然、異動となれば、議会費の人件費の中でまた補正を提案させていただくということになると思います。

伴委員 僕、これ、ちょっとはつきりわかりませんが、残業とかそういう面での規定が、係長と課長補佐の場合、違うようになっていたような気がするんですけど、そのあたり、どうなんですか。

総務部長 課長補佐、管理職でございますので、いわゆる超過勤務手当はございませんので。そのかわり、管理職手当を支給させていただくことになります。

委員長 だから、予算上で言うと、今までの係長とは違う形になるかもしれない、その可能性は出てくるっていうことですね。

嶋田委員。

嶋田委員 この新を読むとね、前項に定めるもののほか、事務局長補佐を置くこ

とができるって、4人体制でもオーケーやというふうにとられへん。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時23分 休憩)

(午前9時28分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

ただいま総務部長から申し出いただいた件については、議会としては了承して、また改正の文言を調整して、次回の議会運営委員会に案として提出をさせていただいて、そこで確認をするということで終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、続きまして、お願いします。 植村総務部長。

総務部長 3点目でございます。先般の厚生常任委員会で報告をいたしましたとおり、廃棄物減量等推進審議会から、ゼロ・ウェイスト宣言について、答申がございました。町といたしましては、これを受けまして、この宣言を議会に上程いたしまして、議決をいただきたいと考えているところでございます。

また、このゼロ・ウェイスト宣言のほか、今後、これも厚生常任委員会で報告いたしましたが、子育て応援宣言や、あるいは昨年8月の総務常任委員会でも報告いたしました町の花の追加や町の鳥の制定につきましても、広くその方針等が町民の福祉に直接結びついたり、町民に長く愛していただくシンボリックなものでありますことから、これらについても議会の議決をいただきたいと考えているところでございます。

そこで、これらの議案としての上程の方法についてでございますが、議会には、議会の議決すべき事件に関する条例におきまして、地方自治法で定めのあるもののほか、議会の議決を必要とする事件等を定めてお

りまして、同条例第2条の議決すべき事件として位置づけることで、これに基づいて議決をいただくという方法も考えられるところでございます。

ゼロ・ウェイスト宣言につきましては、平成39年度までの目標を掲げておりまして、いずれは見直しの時期がまいります、改めて議会にご相談さしあげるべきものであると考えております。また、現在規定しています町の木とか町の花は、この条例がなかった時期に議会での議決をいただいて制定をいたしているものでございますが、今後、これら改正や廃止などがあつたときも、やはり議会のご理解が不可欠であると考えております。

このようなことから、これら宣言や、または町章、町の木・花・鳥の制定などにつきまして、議会の議決すべき事件に関する条例に位置づけていただくのが、議決案件としてご理解をいただきやすいのではないかと考えているところでございます。

なお、ゼロ・ウェイスト宣言につきましては、そのお披露目の関係イベントを5月28日に予定をいたしてございまして、遅くとも5月の臨時会までには議決をいただきたいと考えているところでございます。

このようなことから、議会の議決すべき事件に関する条例への位置づけや、この条例の改正の是非、あるいは議決までの日程などにつきまして格別のご配慮を賜りたく、お願い申しあげる次第でございます。以上でございます。

委員長

ただいま総務部長のほうから報告、説明がありましたけども、今後、町としては、ゼロ・ウェイスト宣言と子育て応援宣言、2つの宣言を予定しておられるというのと、新たに町の鳥の制定とか、その辺も予定されていますので、それにあわせてもう、町章とか、町の木とか、花についても、今後、変更等が考えられることから、議決案件に加えていただければということで提案をいただいております。

これについて、もし必要だということになりますと、議会の議決すべき事件に関する条例の改正というのが必要なのと、あとは宣言等が上程されたときに議決を、これに基づいて議決をしていくということになり

ますけども、だから、その是非も含めてということですので、どう考えるかについて、委員皆さんの質疑、ご意見をお受けしたいと思えますけども。 嶋田委員。

嶋田委員 これはいつまで。変更するのであればね。

委員長 ゼロ・ウェイスト宣言については、5月28日にフェスティバルを開催される予定だということで、それまでに議決してほしいと。だから、期限は5月の臨時議会になりますね、ゼロ・ウェイスト宣言については。ほかのものについては、差し迫った期限というのは特にはないんですけども。だから、それも、まずはその議決すべき事件に関する条例の改正が必要になりますので、それをやった後に、町のほうから、今度は提案される宣言等についての議決をしていくと。スケジュール的に言うと、そうなりますね。

だから、3月議会では、この議決すべき事件に関する条例の改正の議決を、まず、やるとすれば行うということになってこようかなと思えますけど。

嶋田委員 3月議会ということであればこういうように。日程的にいけるのかなという。そこら辺がね。

委員長 植村総務部長。

総務部長 私ども想定いたしておりますのは、初日での提案というのは、まず、難しいと思っております。きょう、議会運営委員会のほうでこの条例を改正する方向でご承諾いただきますならば、3月1日の全員協議会におきまして、改めてこの条例改正につきまして、私から議員の皆様説明をさせていただきたいと考えております。その際に、できましたらば、条例改正の案といいますか、どういう文言かというような素案も、議会事務局とご相談をさせていただいて、示すことができればベストかなと思っております。それを受けまして、3月の最終日にご提案を、これは

議会から提案をいただく条例でございますので、3月の最終日にご提案をいただいて、議決をいただければということで、スケジュール的にはそういうような1つの考えが出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

委員長 流れとすれば、今、そういった形になりますけども、要は、この、宣言が2つあるんですけども、これを個々それぞれこの議決すべき事件に関する条例の項目に載せるのか、それか、その宣言っていうものについてまとめて、今後だから町がこの宣言についてはこの議決が必要な案件だということで整理して載せるのか。だから、提出するのに、そういう文言整理についてもどうするのかっていうのを調整していく必要があるんです。初日の提案ではないということなので、もう1回、開会中の議会運営委員会でも議論はできますので。だから、議論する時間っていうんですかね、今ここでもう決めなければいけないというものではないんですけども、一応その方向性についてはきょう意見いただければなというふうに思っているんですが。

まずはだから、是とするのか、どうなのかという点と、するとすればどういう形が望ましいのかということで、委員皆さんの意見、いただければなというふうに思うんですけども。 平川委員。

平川委員 方向性としてはそれでいいと思いますけれども、ただ、その文言で、町の花、木、鳥とか、何かそれ以外のまた別のものが出てきた場合とか考えると、ちょっとどういうふうに載せるのかっていう、載せ方がちょっとまた難しいかなと思うので、その辺ちょっと検討いただいたらなど。

委員長 基本的に、今ですね、これ、資料出させてもらっている分で、現在は、町民憲章と基本構想、総合計画ですね、については議決案件に限定ということですね。差し当たって、町章、木、花、鳥というものについては項目、予定もありますので、入れると。今回、宣言についてですね、入れていこうかということなんですけども。だから、さらにふえてくるとすれば、また今後、これの改正は必要になってきますし、議会が必要

やということにまともれば、改正することは別にやぶさかではないと思います。だから、今、当面こういう予定がありますので、今、必要な議論としては、これをどうするかということになろうかと思えますけど。

嶋田委員。

嶋田委員 議会の議決が必要とされる認識を持っておられるのであれば、それは、議会としても対応すべきだと思います。

委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 私のほうとしても、町が勝手に宣言しているだけというよりも、議会もしっかり議決をして、町の宣言に、バックアップするというか、議会も了解して一緒に進んでくという決意のあらわれになると思えますので、こうした宣言についても議決の項目に加えていくということについては、いいのかなというふうには思っています。

あと、さっき言うていました宣言についての、その整理の仕方ですね、はどうしていくべきかなと思えますけども。宣言で言うと、ちょっと部長のほうで調べてもらったんですけども、非核平和宣言っていうのを町はやっています。ただ、そのころ、そのときはこの条例がなかったんですかね。 植村総務部長。

総務部長 この条例は、平成8年にできております。議会の議決すべき事件に関する条例というのがそうです。委員長おっしゃいました非核平和宣言につきましては、昭和60年9月に議決をいただいております。ちょっと加えるならば、これにつきましては、議員発議によってできた宣言でございまして、町からの発議ではございません。町からの発議を行った宣言で議決をいただいたものというのは、現在ございませんので、今回のゼロ・ウェイスト宣言が初めての事案ということになります。

委員長

私のほうで、議会が議決する宣言については、特にこの条例に縛られなくて、だから、町が提案してくる宣言について議会が議決をするというこのための条例ですね。今後、町としていろいろ宣言をしはる可能性がまだあると思いますので。だから、町が行う宣言についてということで整理して項目挙げているほうがいいのかなど思っているんですけども。

ただ、これもお聞きすると、宣言と名のつくものについては、対外的に大きく示していくものばかりではなしに、そういう名前のつくものはあるんですけども、そこはきちっと区別できるような形で整理をしていけば別に問題はないと思いますので、だからきちっと、町内外に町の決意表明として出される宣言については議会が確認をすると、そして一緒に頑張るということの意味をもって、町が行う宣言ということで、今回、整理しておけば、今後、随時新しいのがふえるごとに加えていくっていうような改正等も必要ないと思いますので、そういう方向で整理させていただくということで確認させてもらってもいいですか。 嶋田委員。

嶋田委員

今、行政のほうからそういうふうな申し出がありましてんけど、議会としても、これはやっぱり議会の議決必要かなという部分、問題も僕は持っておりますのでね、そこら辺はまた、それが出たときに審議していただくような形で発案したいと思います。

委員長

これまでも、以前は、保育園の保育料について議決が必要だということで、これは議会のほうから申し出て、項目として挙げたという経緯もあります。今は条例に加えられましたので、条例改正は必ず議決が必要になったということで、以前、項目を削除しましたが、嶋田委員がおっしゃっていただいたように、これはもう議決が必要だと考えるものについてはご提案いただいて、その都度論議をするというふうにはさせていただきたいなと思いますので。

そうしましたら、総務部長のほうから提案のあった件については、一応、方向性としては議会運営委員会で確認をするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、部長、ほかには特にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この件については、以上で終わります。

次に、(3) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに4件の要望書等をお受けしております。この取り扱いについて、ご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局長のほうから説明をお願いします。 黒崎議会事務局長。

議会事務 それでは、これまでに提出を受けました4件の要望書等につきまして、局長 提出を受けた経緯などをご報告をさせていただきます。

初めに、際限ない年金削減をストップさせ、若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書のお願いでございますが、去る2月8日に、全日本年金者組合三郷斑鳩支部支部長の下岡氏が持参され、受け付けをしたものでございます。内容といたしましては、年金制度改革関連法の廃止、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金の実現を求める意見書を提出することを求めるものでございます。

次に、介護保険制度の見直しに対する陳情書でございますが、先ほど説明いたしました年金制度の改善を求める意見書のお願いの文書と同時に、去る2月8日に提出されたものでございます。内容といたしましては、介護保険サービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと、家族介護の負担軽減のための制度改善と施設整備、介護従事者の処遇改善と確保対策の強化、政府の責任での必要な財政措置を求める意見書を提出することを求めるものでございます。

次に、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書でございますが、こちらも先ほどの陳情書と同様、去る2月8日に

提出されたものでございます。内容といたしましては、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善、介護保険施設の人員配置の改善、介護報酬の大幅な引き上げを行い、費用を国で賄うことを求める意見書を提出することを求めるものでございます。

次に、要請（「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書採択を要請します）でございますが、日本国民救援会奈良県本部会長佐藤真理氏から2月20日に郵送で提出されたものでございます。内容といたしましては、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）法案の新設に強く反対し、この法案に反対する意見書を提出することを求めるものでございます。以上でございます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、これらの要望書等の取り扱いについて、提出を受けました順に1つずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

初めに、際限ない年金削減をストップさせ、若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書のお願いについて、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは、以前に出てこなかった。局長、どう、出てきたようにも思うねけど。

委員長 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 過去なんですけども、平成24年と平成28年の2月にも同様の内容のものは出ております。よく似たようなものです、内容的には。というものが出たというふうな経緯がございます。

嶋田委員 そのときには、どういう対処したの。

議会事務局長 議員各位のほうに配布にとどめるというふうなことになっております。

嶋田委員 過去に同様のものが出て、配布にとどめておるのであれば、僕はもう、今回もそのようにしたらいいのではないかなと思います。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 嶋田委員と同じ意見です。閣議にも出ておりましたので。

委員長 小村委員。

小村委員 これも何度か議論というか、いろいろな意見、同じような意見書が出ていますし、ちょっと財源が必要なことっていうのありますので、配布にとどめてもらえたらと思います。

委員長 平川委員。

平川委員 各自の問題意識で取り組んでいけばいいかなっていうふうに思います。

委員長 そうしましたら、全委員さん、もう配布でいいのではないかということですので、今回は配布にとどめさせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっております要望につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、介護保険制度の見直しに対する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは、委員会付託で審議していただいても結構かなと思います。

委員長 その場合、付託先については。

嶋田委員 これは厚生、介護の関係ですので厚生のほうに。

委員長 ほかの委員さんはいかがですか。

もうちょっと熟読する時間が必要でありましたら、休憩とりますけども。

そうしたら、10時まで休憩にしますけども、ほかの陳情書等についても目を通していただきたいなと思います。

そうしたら、10時まで休憩いたします。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

そうしましたら、介護保険の見直しに対する陳情書について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 平川委員。

平川委員 文言等でちょっとどうかなってところもありますけど、委員会に付託したらいいと思います。

委員長 その際の付託先については。

平川委員 厚生で。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。 奥村委員。

奥村委員 私も、厚生に付託でいいと思います。

(「もう決まったなら」と呼ぶ者あり)

委員長 そうしましたら、委員皆さん、厚生常任委員会に付託してはというご意見ですので、ただいま議題となっております陳情書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。

なお、お配りしています議事日程には入っていませんので、議案として追加をいたします。

そうしましたら、次に、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書について、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 平川委員。

平川委員 これも、厚生常任委員会に付託でいいと思います。

委員長 小村委員。

小村委員 さっきのやつもなんですけど、僕は配布にとどめて、議員個人、個人で声を上げてもらった方がいいのかなと。議会として議決するあれではないのかなと思います。

委員長 ごめんなさい、さっきのもっていうふうにおっしゃったんですけども、そうすると、さっきのやつは配布。

小村委員 さっきのやつも配布でって。やけどもう決まっていたので。もしあれでしたら、発言したらよかったですかね。

委員長 私、委員皆さんそうだとということで確認させていただきましたけども、そうしましたら、小村委員は、さっきの陳情書については、一応配布というご意見をお持ちやったということですね。

そうしましたら、ちょっとさっきの分は訂正させていただいて、意見として付託の意見が多かったということで、付託にさせていただきます。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 この介護職員の処遇改善に関しては、今、国でも、処遇の改善するための努力というか、しておられますので、私は、配布にとどめるでいいと思います。

委員長 嶋田委員、いかがですか。

嶋田委員 この処遇改善は、これ、法的にどうこうせいということ言うておられるのかな。そこら辺、ちょっとわかりませんねけども、処遇改善は各事業者が考えることではないのかなと思いますので、これはもう配布にとどめておいていいのではないかなと思います。

委員長 今、ご意見をお伺いしたところ、3名の方が配布ではいいのかということで多数にはなるんですけども、配布にとどめさせていただくということでまとめさせてもらってもよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書については議員配布にとどめるということで確認をさせていただきます。

次に、要請（「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書採択を要請します）について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 奥村委員。

奥村委員 この内容につきましては、今、国で、国会でも、議論、検討中ですので、私はもう配布にとどめるでいいと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 同じく配布でいいのではないかなと思います。

委員長 平川委員。

平川委員 配布でいいと思います。

委員長 小村委員。

小村委員 国で議論されておりますし、テロの危険と、この、今、書いてあるような内容との有地考慮だと思いますので、そういう意味でも、国の議論を見守ることのほうがいいかなと思いますので、配布で。

委員長 そうしましたら、委員皆さん、配布でというご意見ですので、この件については議員配布にとどめるということで確認しておきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前 10時06分 休憩)

(午前 10時06分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けしたいと思います。ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、事務局のほうから、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時07分 閉会)